

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 67 号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

函館市立宇賀の浦中学校	函館市大森町 3 4 番 7 号	を
函館市立凌雲中学校	函館市千代台町 2 2 番 1 9 号	
函館市立宇賀の浦中学校	函館市大森町 3 4 番 7 号	に、
函館市立光成中学校	函館市高盛町 3 2 番 2 号	を
函館市立的場中学校	函館市的場町 1 2 番 7 号	
函館市立巴中学校	函館市的場町 1 2 番 7 号	に

改める。

附 則

この条例は、函館市教育委員会規則で定める日から施行する。

(提案理由)

函館市立凌雲中学校，函館市立光成中学校および函館市立的場中学校を統合し，函館市立巴中学校を設置するため